

改正公益通報者保護法を踏まえた 内部通報対応体制の運用実務と留意点

2022年7月19日

森・濱田松本法律事務所
弁護士 金山 貴昭

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

目 次

1. 従事者の指定… 2
2. 内部公益通報への対応実務とその留意点… 21

1. 従事者の指定

従事者に関する規定

➤ 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）

（事業者がとるべき措置）

第十一條 事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（次条において「公益通報対応業務」という。）に従事する者（次条において「公益通報対応業務従事者」という。）を定めなければならない。

➤ 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号）

第3 従事者の定め（法第11条第1項関係）

- 1 事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。
- 2 事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。

従事者に関する規定

▶ 公益通報者保護法（第11条第1項）

（事業者がとるべき措置）

第十一條 事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（次条において「公益通報対応業務」という。）に従事する者（次条において「公益通報対応業務従事者」という。）を定めなければならない。

▶ 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号）

第3 従事者の定め（法第11条第1項関係）

1 事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。

2 事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。

従事者として定めなければならない者の範囲

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

消費者庁説明会資料より抜粋

1. 従事者として定めなければならない者の範囲

<指針本文>

- 内部公益通報受付窓口において受け付ける（※1）内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項（※2）を伝達される者を、従事者として定めなければならない。

<「指針の解説」の概要>

- 指針遵守のための事項
- 内部公益通報を「受け付ける」（※1）とは、内部公益通報受付窓口のものとして表示された連絡先（電話番号、メールアドレス等）に直接内部公益通報がされた場合だけではなく、例えば、公益通報対応業務に従事する担当者個人のメールアドレス宛てに内部公益通報があった場合等、実質的に同窓口において内部公益通報を受け付けたといえる場合を含む。
 - 「公益通報者を特定させる事項」（※2）とは、公益通報をした人物が誰であるか認識することができる事項をいう。公益通報者の氏名、社員番号等のように当該人物に固有の事項を伝達される場合が典型例。性別等の一般的な属性であっても、当該属性と他の事項とを照合させることにより、排他的に特定の人物が公益通報者であると判断できる場合には該当。
 - 内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要な部分について関与する業務を行う場合に、「公益通報対応業務」に該当。

従事者として定めなければならない者の範囲

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

消費者庁説明会資料より抜粋

1. 従事者として定めなければならない者の範囲

<「指針の解説」の概要>

- コンプライアンス部、総務部等の所属部署の名称にかかわらず、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者であるかを実質的に判断して、従事者として定める。
- 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行うことを主たる職務とする部門の担当者を従事者として定める。また、それ以外の部門の担当者であっても、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者については、必要が生じた都度従事者として定める必要がある。

従事者指定に関する内部規程例

消費者庁HP掲載資料より抜粋

第4条（通報窓口）

1 本市において通報等を受け付けるため、次の通報窓口を設置し、次に掲げる者を通報窓口担当者として定め、通報等の受け付けを担当させ、通報対応責任者がこれを統括する。

①内部窓口 総務部コンプライアンス課の担当者

②外部窓口

i X法律事務所の担当弁護士

ii Y社の担当者

iii 外部弁護士等の第三者により構成されるコンプライアンス委員会や第三者委員会等
(以下「第三者委員会等」という) の委員

2 前項に定める通報窓口担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、
「従事者」として指定される。

3 第7条第3項に定める調査担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される
者は、「従事者」として指定される。

4 第8条第4項に定める対象事案の是正措置等を検討又は実行する者であって通報等をした
者を特定させる事項を伝達される者は「従事者」として指定される。

5 通報対応責任者は、前3項の規定により指定される従事者に対し、従事者の地位に就くこ
とが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

(参考) 従事者として定める範囲のイメージ①

(従事者として定める範囲)

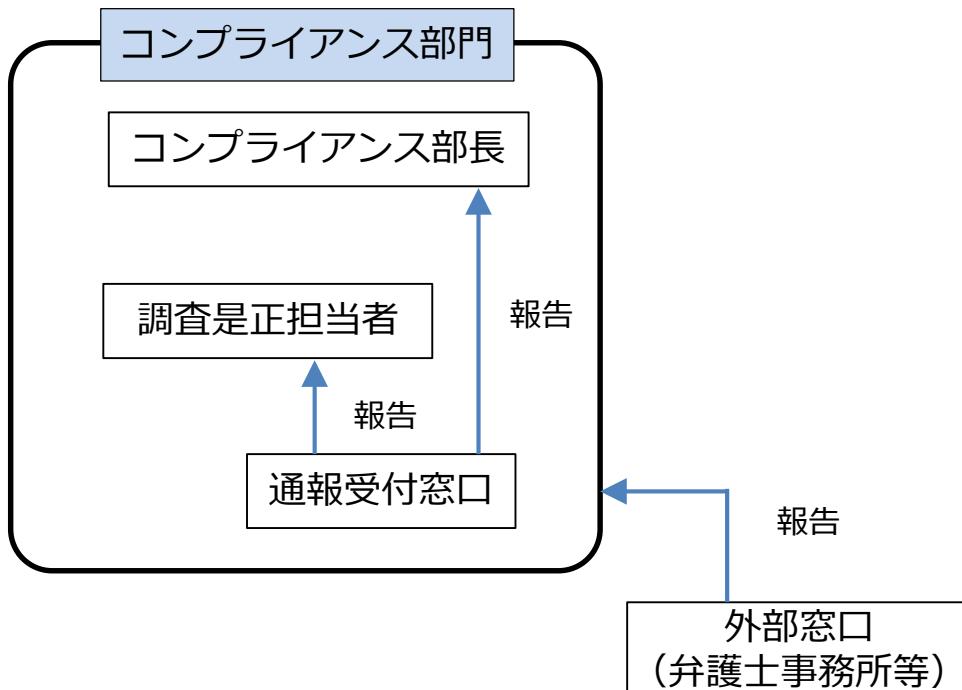
- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

】 (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

【A社における公益通報対応体制】

- A社では、コンプライアンス部門に通報受付窓口を設けている
- 加えて、社外の窓口として弁護士事務所に窓口を設けている
- 外部窓口で受け付けた通報は、コンプライアンス部門と連携して対応する。

【A社における公益通報対応体制】



(参考) 従事者として定める範囲のイメージ①

(従事者として定める範囲)

- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

】 (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

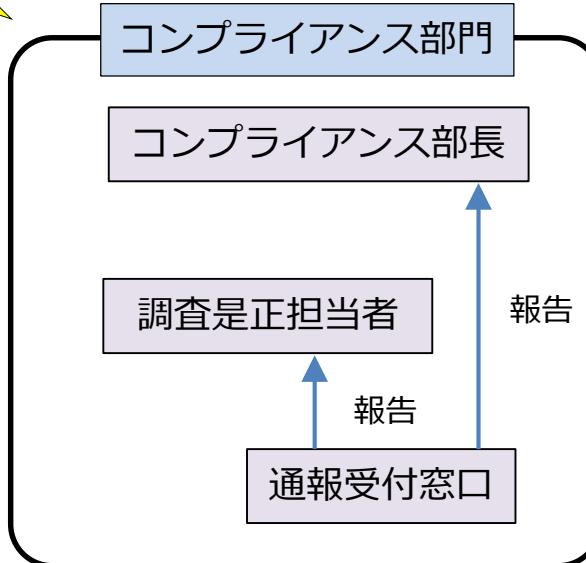
(個別の事案とは関係なく、)
公益通報対応業務に従事することが
想定される者を指定

【A社における公益通報対応体制】

- A社では、コンプライアンス部門に通報受付窓口を設けている
- 加えて、社外の窓口として弁護士事務所に窓口を設けている
- 外部窓口で受け付けた通報は、コンプライアンス部門と連携して対応する。

【A社における公益通報対応体制】

□ 公益通報対応業務従事者として定める
ことが想定される範囲



一般的に、コンプライアンス部門や外部窓口の担当者は「従事者」に該当すると考えられる（上記(1)及び(2)を満たす）

報告

外部窓口
(弁護士事務所等)

(参考) 従事者として定める範囲のイメージ①

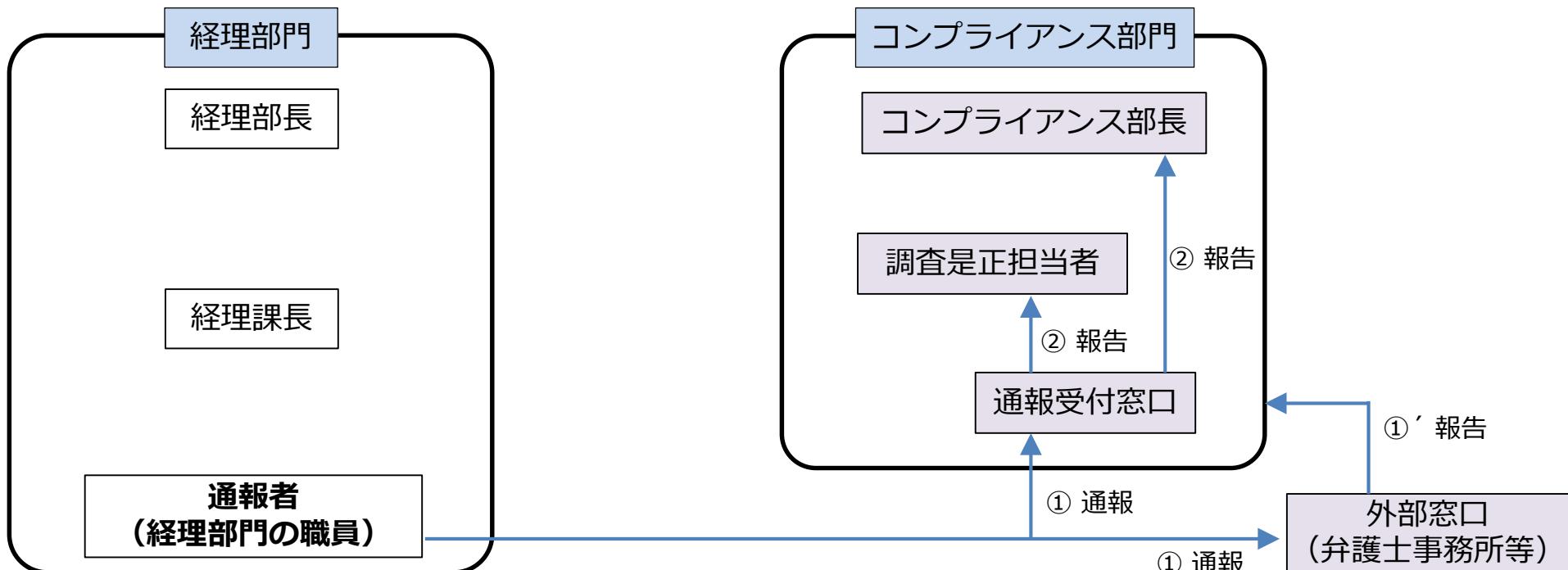
(従事者として定める範囲)

- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

} (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

(例) 経理部門において法令違反行為が発生し、経理部門に所属する職員が社内の通報受付窓口や外部窓口に通報する場合

■ 公益通報対応業務従事者として定める
ことが想定される範囲



(参考) 従事者として定める範囲のイメージ①

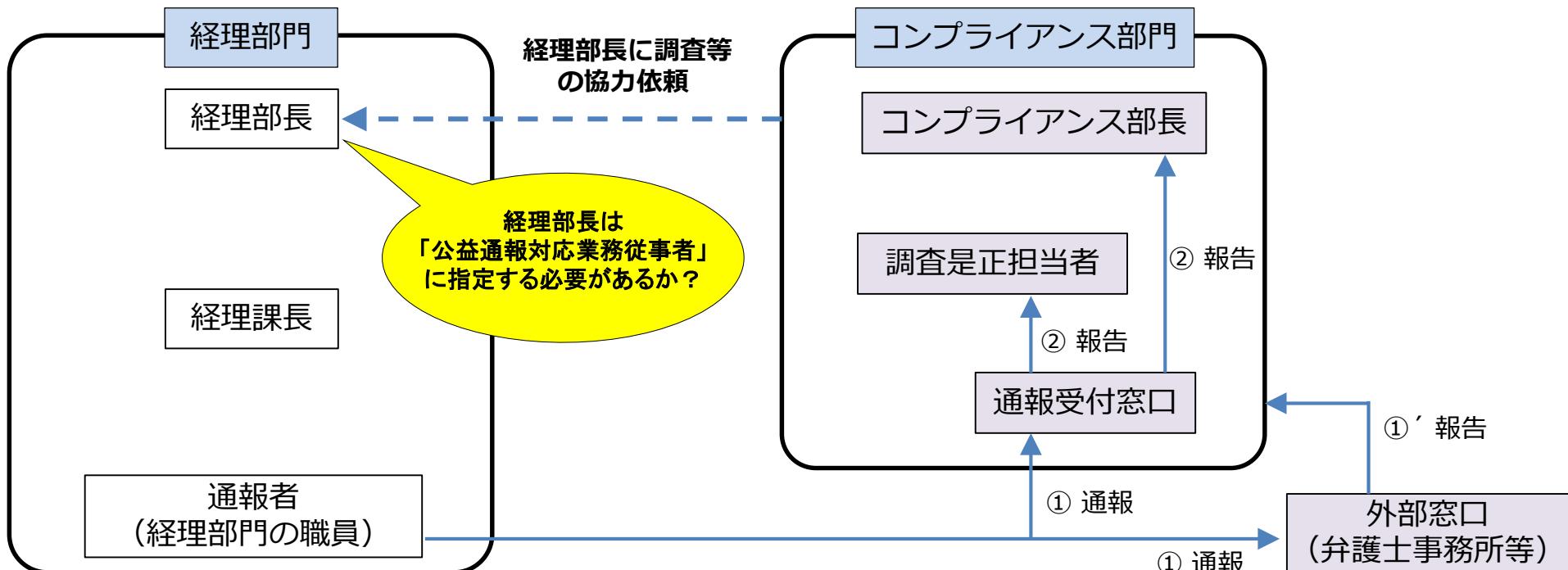
(従事者として定める範囲)

- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

} (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

(例) 経理部門において法令違反行為が発生し、経理部門に所属する職員が社内の通報受付窓口や外部窓口に通報する場合のイメージ

□ 公益通報対応業務従事者として定める
ことが想定される範囲



(参考) 従事者として定める範囲のイメージ①

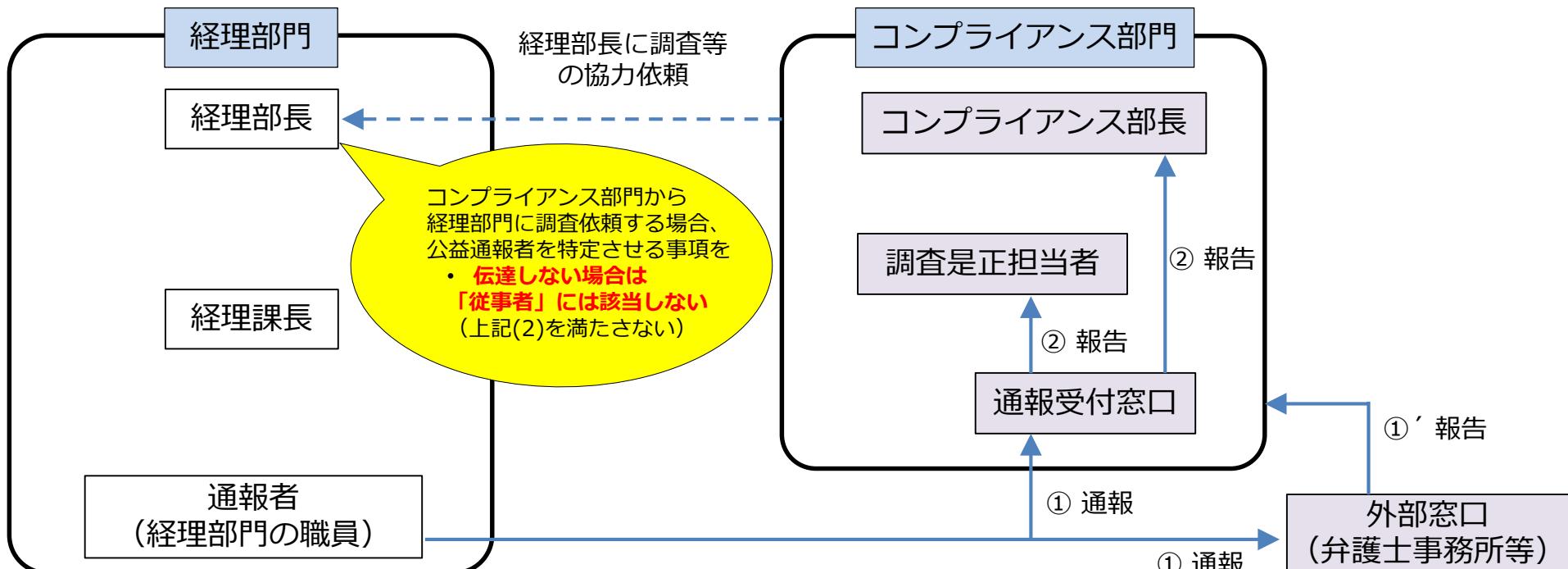
(従事者として定める範囲)

- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

} (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

(例) 経理部門において法令違反行為が発生し、経理部門に所属する職員が社内の通報受付窓口や外部窓口に通報する場合のイメージ

■ 公益通報対応業務従事者として定める
ことが想定される範囲



(参考) 従事者として定める範囲のイメージ①

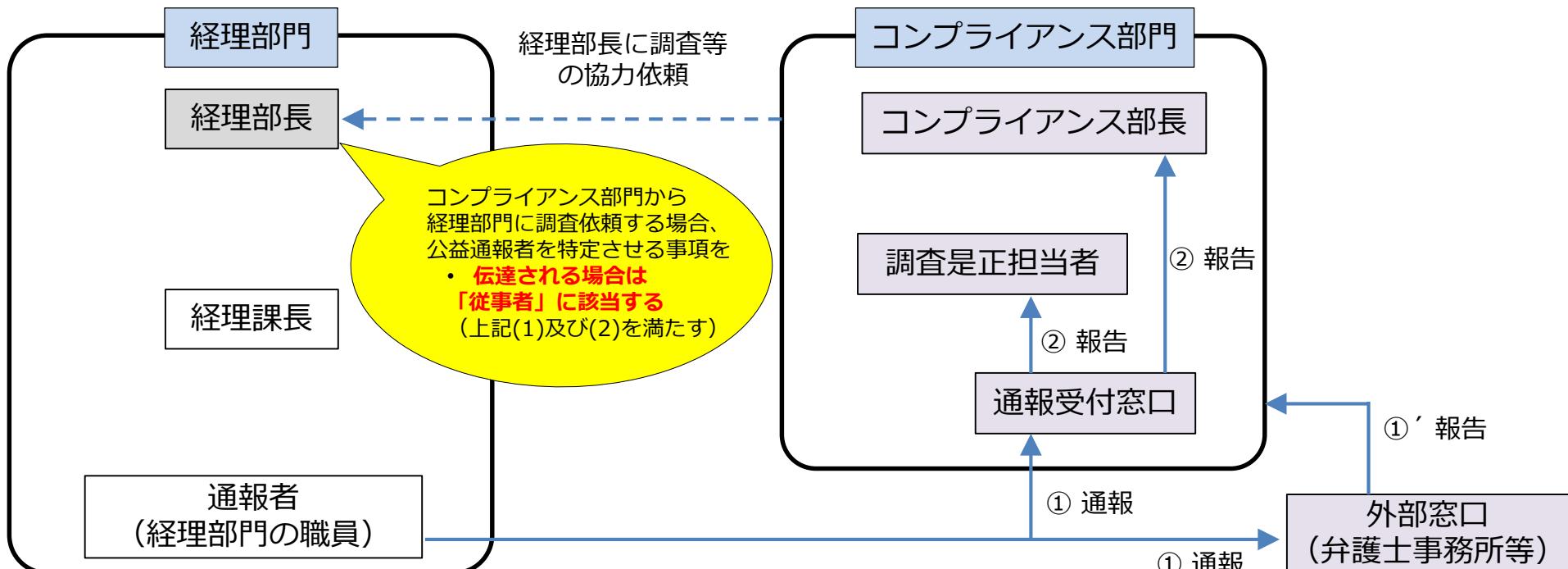
(従事者として定める範囲)

- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

} (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

(例) 経理部門において法令違反行為が発生し、経理部門に所属する職員が社内の通報受付窓口や外部窓口に通報する場合のイメージ

■ 公益通報対応業務従事者として定める
ことが想定される範囲



(参考) 従事者として定める範囲のイメージ①

(従事者として定める範囲)

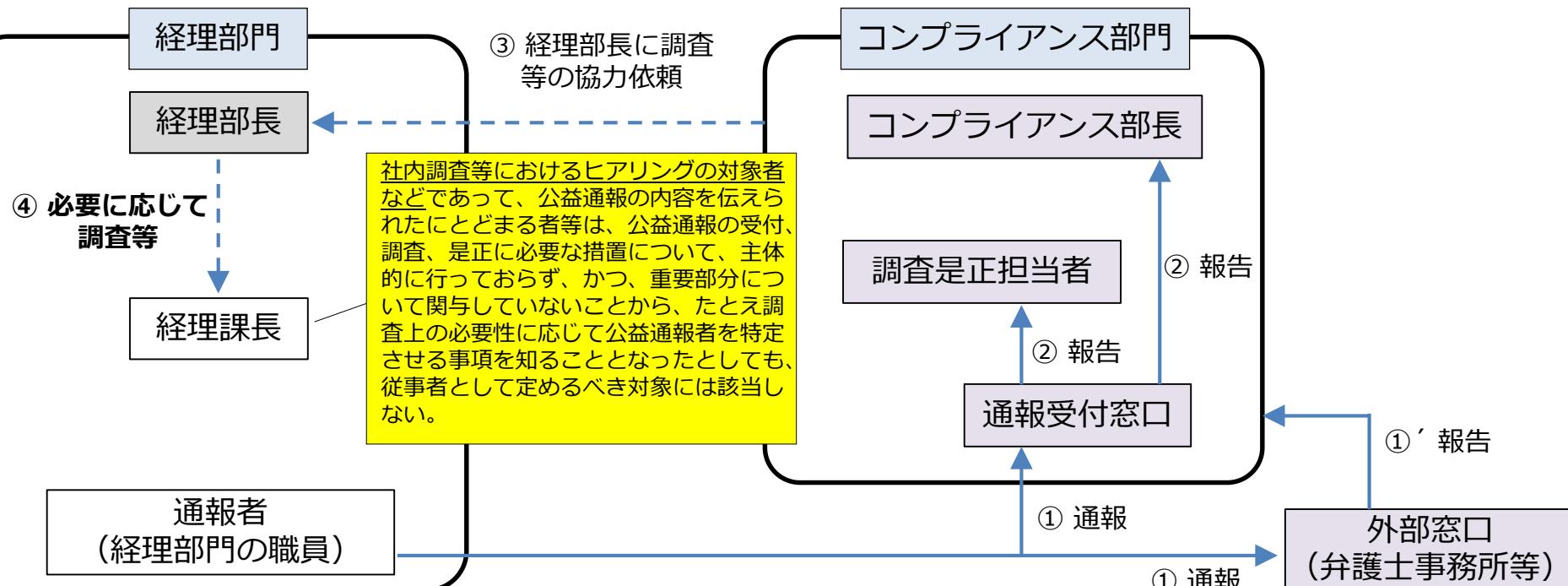
- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

} (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

(例) 経理部門において法令違反行為が発生し、経理部門に所属する職員が社内の通報受付窓口や外部窓口に通報する場合のイメージ



公益通報対応業務従事者として定める
ことが想定される範囲



(参考) 従事者として定める範囲のイメージ②

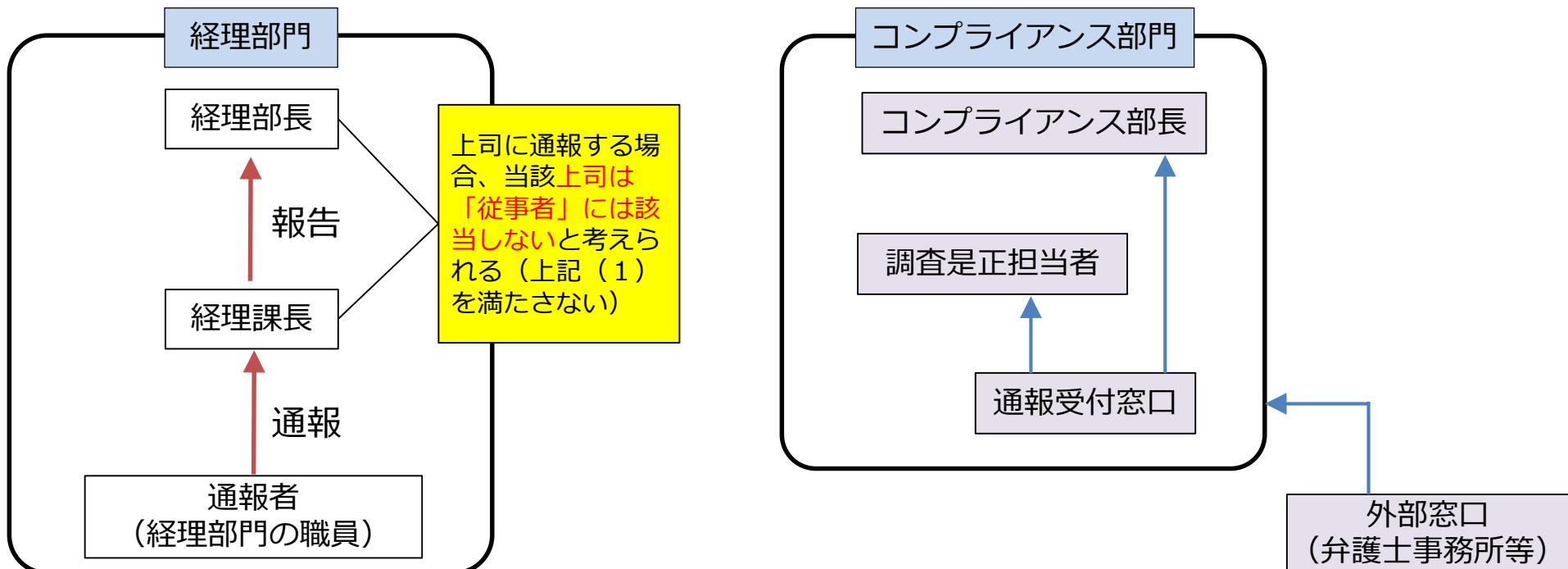
(従事者として定める範囲)

- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関する公益通報対応業務を行う者
(2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者

} (1)及び(2)を満たす者を
従事者として定める

(例) 経理部門において法令違反行為が発生し、経理部門に所属する職員が経理部門の上司に通報する場合のイメージ

■ 公益通報対応業務従事者として定める
ことが想定される範囲



従事者に関する規定

▶ 公益通報者保護法（第11条第1項）

（事業者がとるべき措置）

第十一條 事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（次条において「公益通報対応業務」という。）に従事する者（次条において「公益通報対応業務従事者」という。）を定めなければならない。

▶ 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号）

第3 従事者の定め（法第11条第1項関係）

1 事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。

2 事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。

従事者を定める方法

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

消費者庁説明会資料より抜粋

2. 従事者を定める方法

<指針本文>

- 従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。

<「指針の解説」の概要>

- 従事者を定める方法として、従事者に対して個別に通知する方法のほか、内部規程等において部署・部署内のチーム・役職等の特定の属性で指定することが考えられる。後者の場合においても、従事者の地位に就くことを従事者となる者自身に明らかにする。
- 従事者を事業者外部に委託する際においても、同様に、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。

従事者指定に関する内部規程例

消費者庁HP掲載資料より抜粋

第4条（通報窓口）

1 本市において通報等を受け付けるため、次の通報窓口を設置し、次に掲げる者を通報窓口担当者として定め、通報等の受け付けを担当させ、通報対応責任者がこれを統括する。

①内部窓口 総務部コンプライアンス課の担当者

②外部窓口

i X法律事務所の担当弁護士

ii Y社の担当者

iii 外部弁護士等の第三者により構成されるコンプライアンス委員会や第三者委員会等
(以下「第三者委員会等」という) の委員

2 前項に定める通報窓口担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、「従事者」として指定される。

3 第7条第3項に定める調査担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、「従事者」として指定される。

4 第8条第4項に定める対象事案の是正措置等を検討又は実行する者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は「従事者」として指定される。

5 通報対応責任者は、前3項の規定により指定される従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

指定書サンプル（包括指定）

消費者庁HP掲載資料より抜粋

従事者指定書 (包括指定)

株式会社●●

●● ●● 印

従事者指定日：_____年_____月_____日

公益通報者保護法上の
「公益通報対応業務従事者」
として指定することを明示

当社は、[公益通報者保護法第11条第1項 or ◆◆規程第◆条第◆項]に基づき、貴殿が
コンプライアンス部に設置する▲▲窓口の担当者である期間、当該窓口に通報された公益
通報者保護法に定める内部公益通報に該当する事案の処理に関し、貴殿を公益通報対応業
務従事者として指定する。

以上

事案ごとに指定するのではなく、
担当者である期間に通報された事案
について守秘義務を負うことを
明示するために記載

指定書サンプル（個別指定）

消費者庁HP掲載資料より抜粋

従事者指定書
(個別指定)

株式会社●●

●● ●● 印

従事者指定日：_____年_____月_____日

当社は、〔公益通報者保護法第11条第1項 or ◆◆規程第◆条第◆項〕に基づき、コンプライアンス部に設置する▲▲窓口に通報されたNo_____の対象事案に関し、貴殿を公益通報対応業務従事者として指定する。

事案ごとに指定されるため、
いかなる事案について守秘義務
を追うことになるかが明確に
なるように、どの事案について
従事者に指定されるかを明示
することが望ましい

以上

2. 内部公益通報への対応実務とその留意点

内部規程例（ウェブサイト上の掲載位置）



▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ 標準 大
新着情報一覧 報道資料一覧 会議資料一覧 サイト内検索 検索

テーマ別メニュー	消費者庁について	お知らせ	政策	法令	刊行物
▼	▼	▼	▼	▼	▼

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度

説明会・研修会

公益通報者保護制度 (トップ)	公益通報者保護法 と制度の概要
通報者の方へ	事業者の方へ

説明会・研修会

調査・研究

行政機関の方へ

Q&A

目次

- ▼ 民間事業者向け説明会
- ▼ 行政機関向け研修会

民間事業者向け説明会

消費者庁主催の説明会です。

対象者は、民間事業者の従業員、役員等(特に、コンプライアンス部門の担当者、責任者等)になります。

地方公共団体職員向け研修会

・開催情報

- 第1回:2022年2月16日(水)14:00~16:00
- 第2回:2022年2月21日(月)14:00~16:00
- 第3回:2022年2月25日(金)14:00~16:00
- 第4回:2022年3月1日(火)14:00~16:00

・配布資料

改正公益通報者保護法に関する地方公共団体向け研修会 [PDF:1.8MB]

説明資料(内部通報体制整備) [PDF:3.5MB]

※ 地方公共団体向けの内部規程例はこちらになります。

地方公共団体向け内部規程例(内部の職員等からの通報用) [PDF:523KB]

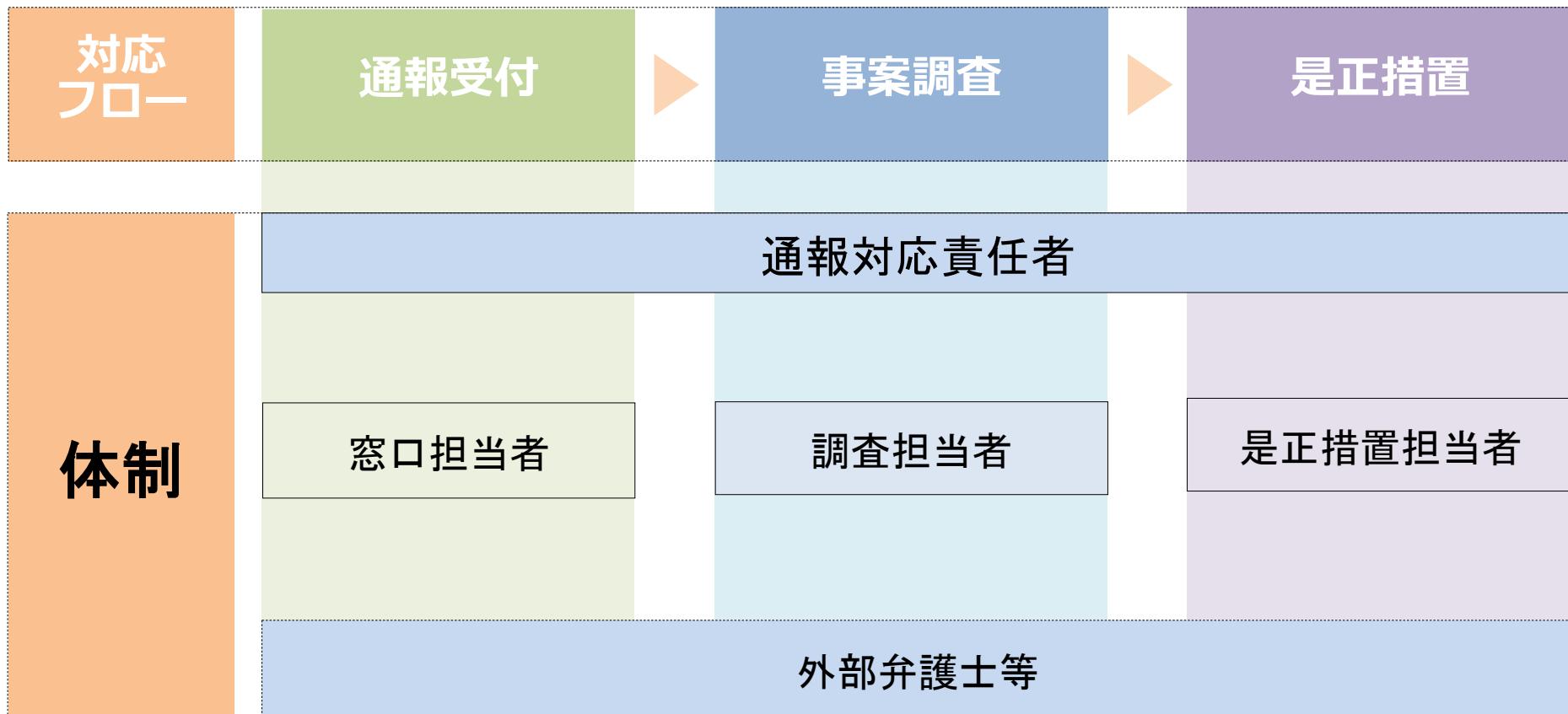
地方公共団体向け内部規程例(内部の職員等からの通報用) [WORD:49KB]

地方公共団体向け内部規程例(外部の労働者等からの通報用) [PDF:608KB]

地方公共団体向け内部規程例(外部の労働者等からの通報用) [WORD:44KB]

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/pr/assets/pr_220218_0002.pdf

内部規程例を踏まえた通報対応体制

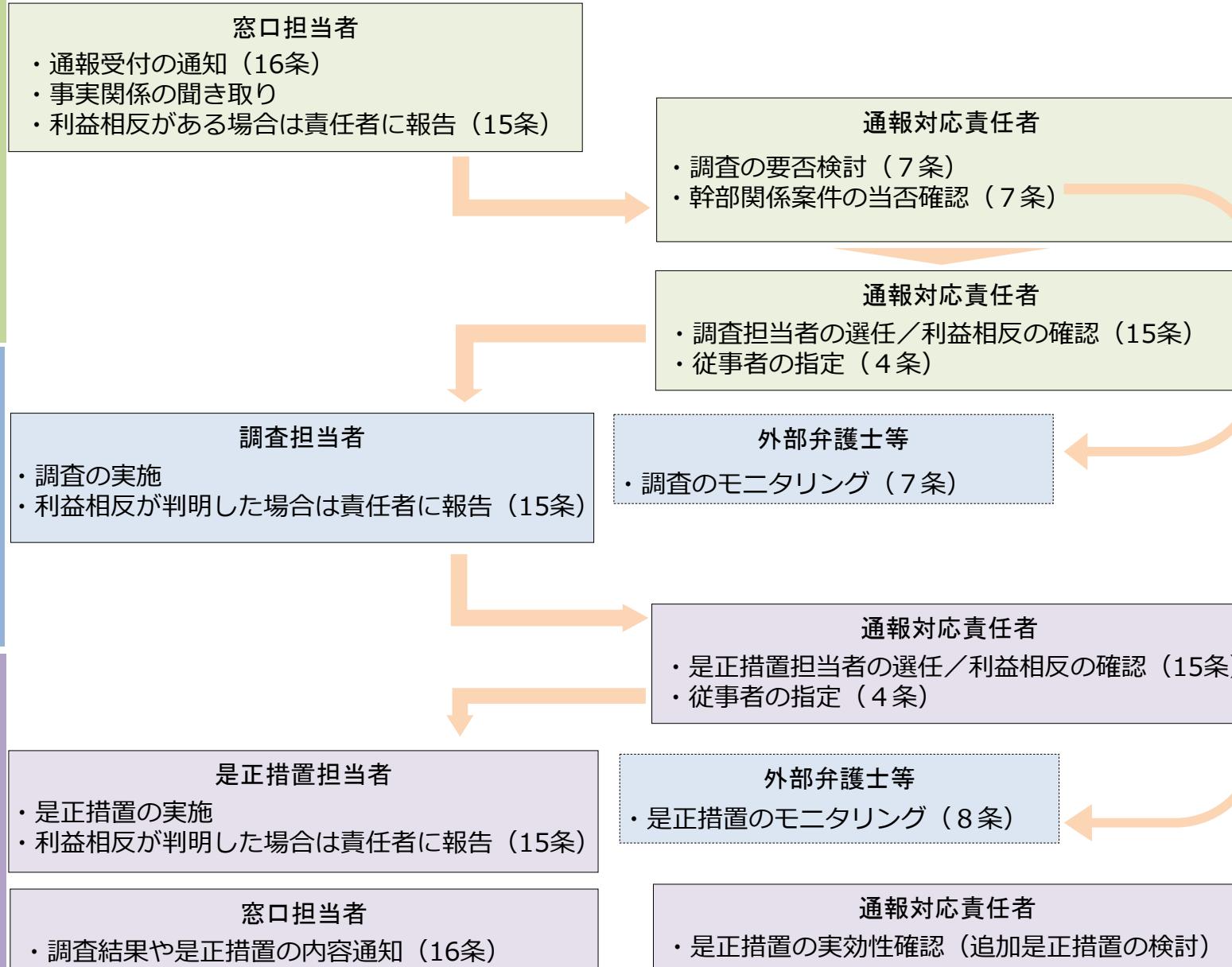


内部規程例を踏まえた通報対応業務フロー

通報受付

事案調査

是正措置



留意事項等

必要最小限の範囲を超えた情報共有の禁止（6条）／通報者探索の禁止（13条）

不利益取扱いの禁止／救済／フォローアップ（16条）

記録の作成（10条）

通報受付業務のポイント

【窓口担当者】

- ・**通報受付の通知（16条）**
 - ✓ 通報者の安心
 - ✓ 指針上の義務事項ではない
- ・**事実関係の聞き取り**
 - ✓ 調査の要否検討や利害関係者の判定のために一定程度の事実関係を明確にする必要
- ・**利益相反がある場合は責任者に報告（15条）**
 - ✓ 利害関係者は通報対応業務から排除する必要
 - ✓ **指針上の義務事項**

【通報対応責任者】

- ・**調査の要否検討（7条）**
 - ✓ 調査しない正当理由がある場合
 - ・通報により調査中の対象事案と同種案件であるもの
 - ・既に対象事案に関する調査又は是正措置等がとられ解決済みであるもの
 - ・内部通報をした者と連絡が取れず事実確認が取れないもの
- ・**幹部関係案件の当否確認（7条）**
 - ✓ 幹部の影響力を排除するため幹部関係案件に対応する場合は、幹部から独立するための措置が必要
 - ✓ **指針上の義務事項**
- ・**調査担当者の選任／利益相反の確認（15条）**
 - ✓ 利害関係者は通報対応業務から排除する必要
 - ✓ **指針上の義務事項**
- ・**従事者の指定（4条）**
 - ✓ 予め従事者に指定されていない者を調査に関与させる場合
 - ✓ **指針上の義務事項**

事案調査業務のポイント

【調査担当者】

・調査の実施

- ✓ 具体的な調査方法については特段の方式は決められていない
- ✓ 特に通報者を特定させる事項の取扱いについては留意
- ✓ 従事者が特定させる事項を正当な理由なく漏らした場合は刑事罰
- ✓ 従事者に指定されていない者が、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有したら懲戒処分等

・利益相反が判明した場合は責任者に報告（15条）

- ✓ 利害関係者は通報対応業務から排除する必要
- ✓ **指針上の義務事項**

【外部弁護士等】

・調査のモニタリング（7条）

- ✓ モニタリングを行う機関は、幹部の影響を受けない立場の者であり、外部弁護士の他に、第三者委員会等も考えられる
- ✓ モニタリングの方法は決められていない
- ✓ **指針上の義務事項**

是正措置業務のポイント

【是正措置担当者】

・是正措置の実施

- ✓ 特に通報者を特定させる事項の取扱いについては留意
- ✓ 従事者が特定させる事項を正当な理由なく漏らした場合は刑事罰
- ✓ 従事者に指定されていない者が、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有したら懲戒処分等

・利益相反が判明した場合は責任者に報告（15条）

- ✓ 利害関係者は通報対応業務から排除する必要
- ✓ 指針上の義務事項

【外部弁護士等】

・是正措置のモニタリング（8条）

- ✓ 是正措置についても独立性が必要
- ✓ 指針上の義務事項

【通報対応責任者】

・是正措置の実効性確認（追加是正措置の検討）

- ✓ 具体的な確認方法としては
 - ・是正措置から一定期間経過後に能動的に改善状況に関する調査を行う
 - ・特定の個人が被害を受けている事案においては問題があれば再度申し出るよう公益通報者に伝える
- ✓ 指針上の義務事項

【窓口担当者】

・調査結果や是正措置の内容通知（16条）

- ✓ 通報制度の信頼性向上のために重要
- ✓ 書面による通報への通知は指針上の義務事項

通報対応業務全体を通じた留意事項等

不利益取扱いの禁止／救済／フォローアップ^{（16条）}

- ✓ 不利益な取扱いは法律上禁止
- ✓ 不利益な取扱いの具体例
 - ・労働者等たる地位の得喪に関すること
(解雇、退職願の提出の強要、労働契約の終了・更新拒否、本採用・再採用の拒否、休職等)
 - ・人事上の取扱いに関すること
(降格、不利益な配転・出向・転籍・長期出張等の命令、昇進・昇格における不利益な取扱い、懲戒処分等)
 - ・経済待遇上の取扱いに関すること
(減給その他給与・一時金・退職金等における不利益な取扱い、損害賠償請求等)
 - ・精神上・生活上の取扱いに関すること
(事実上の嫌がらせ等)
- ✓ 指針上の義務事項

必要最小限の範囲を超えた情報共有の禁止（6条）／通報者探索の禁止（13条）

- ✓ 従事者は、通報者を特定させる事項について、刑事罰付きの守秘義務を負う
- ✓ 従事者でない者も、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すると懲戒処分等を受ける
- ✓ いかなる者も通報者を探索する行為は禁止され、違反者には懲戒処分等を課す
- ✓ 指針上の義務（一つ目は法律上の義務）

記録の作成（10条）

- ✓ 適切な期間保管する必要がある（具体的な期間は規定されていない）
- ✓ 指針上の義務事項

その他の留意事項

職員等が窓口以外（上司等）への通報した場合（17条）

- ✓ このような通報への対応方法について指針に規定はない
- ✓ 上司は従事者に指定する必要はない
- ✓ 通報者に対する不利益取扱いの禁止
- ✓ 通報者を特定させる事項の範囲外共有禁止
- ✓ 通報者の探索禁止

職員等が外部通報した場合（18条）

- ✓ 通報者に対する不利益取扱いの禁止
- ✓ 通報者を特定させる事項の範囲外共有禁止
- ✓ 通報者の探索禁止

ご清聴ありがとうございました。



金山 貴昭

Takaaki Kanayama

2011年 弁護士登録

第二東京弁護士会所属

2019年 テキサス州弁護士登録

■ 主要な取扱い分野

■ 危機管理

危機管理案件では、自動車関連、動物薬関連、食品関連、公共交通機関、一般社団法人等の幅広い業種の案件を担当。不正の発覚を契機として企業の再建が必要となるケースにおいては、不正調査に留まらず企業再建にも携わる。

■ 倒産

任意整理・破産・民事再生・特別清算手続等、企業の倒産手続に関する様々なケースを担当。地方都市の中小企業の再生案件も数多く取扱い、経営者に寄り添いながら、企業の危機的状況を切り抜けるためのベストな解決策を導き出す。

■ IT・ベンチャー

IT企業への出向経験を踏まえて、IT・ベンチャー業界のトレンドに常にアンテナを張り、IT企業やベンチャー企業のニーズを的確に把握しリーガルアドバイスを提供することをモットーとする。

■ 経歴

2008年 東京大学法学部卒業

2010年 東京大学法科大学院卒業

2010年 司法試験合格

2011年 森・濱田松本法律事務所入所

2014年 グリー株式会社にて勤務(～2015年)

2018年 テキサス大学オースティン校ロースクール留学

2019年 Integreon Managed Solutions, Inc.勤務
(～2020年)

2021年 消費者庁制度課(公益通報者保護制度担当) 出向(～2022年6月)

2022年 森・濱田松本法律事務所復帰

■ 著作・論文

- 「企業グループにおける内部監査」(旬刊商事法務2018年)
- 危機管理の書式「調査委員会の設置」(ビジネス法務2018年)
- 「PL訴訟のポイントは製品「以外の周辺部分」にあり」(一般財団法人日本規格協会、2013年、共著) 等

Mail: takaaki.kanayama@mhm-global.com

Tel: 03-6266-8930